

資料提供

令和3年9月2日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社トビセ工業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所福山支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社トビセ工業 ^{こうぎよう} 代表取締役 岡 瑛慈 ^{おか えいじ} （福山市水呑町 4154 番地 6）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03407190722 号 許可年月日：平成 28 年 8 月 31 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和 3 年 9 月 2 日
処分理由	同社の元取締役は、刑法第 204 条の罪により罰金刑が確定（平成 26 年 7 月 1 日付け福山簡易裁判所）し、その刑の執行を終了した平成 26 年 8 月 8 日から 5 年を経過しない期間（平成 30 年 2 月 28 日から令和元年 5 月 1 日まで）に取締役に就任していた。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する同号イに該当する者のうち、法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する者に該当するため。